

令和7年11月定例会

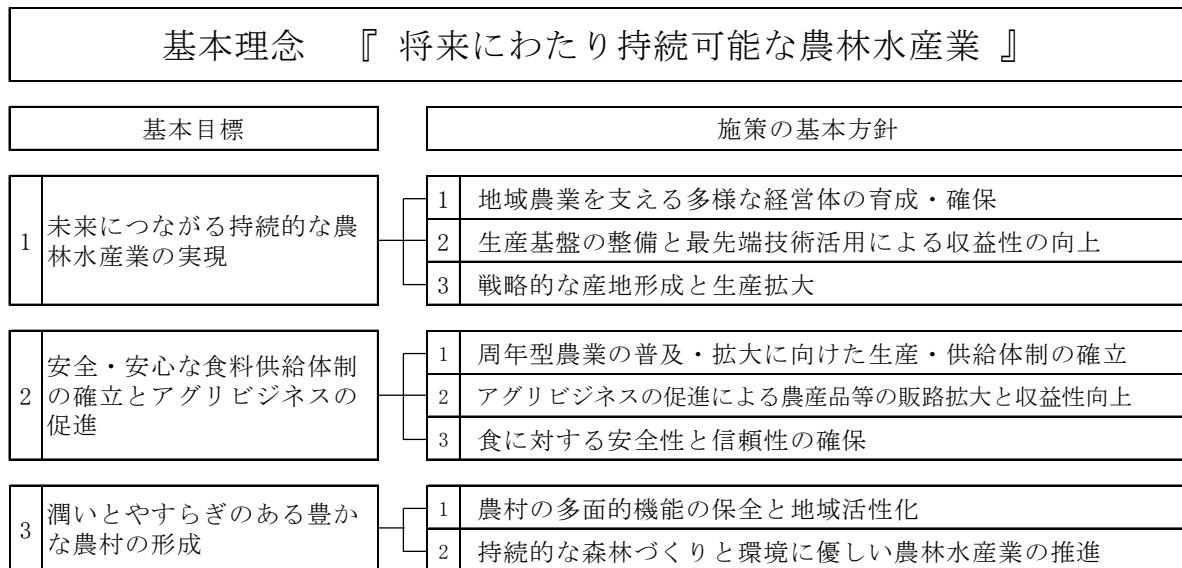
教育産業委員会資料
(産 業 振 興 部)

第7次秋田市農林水産業・農村振興基本計画（案）について

1 策定の目的・趣旨

第14次秋田市総合計画における分野別的基本計画である「第6次秋田市農林水産業・農村振興基本計画」は、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間としており、今年度で計画期間が終了することから、本市農林水産業・農村施策の指針となる次期計画を策定しようとするもの

2 計画の全体構成



3 現行計画からの見直しポイント

- (1) 基本理念については、次期秋田市総合計画（案）における戦略との整合を図り、「将来にわたり持続可能な農林水産業」と設定
(参考) 戦略1Ⅲ 生産拡大と経営安定化による持続可能な農業の実現
- (2) 3つの「基本目標」の「施策の基本方針」以下について、市長公約や重点的に取り組む事項を的確に反映

4 今後のスケジュール

- 令和7年12月 パブリックコメント実施（12月19日～1月19日）
令和8年 2月 第3回秋田市農林水産業振興戦略会議（最終案説明）
3月 2月議会教育産業委員会（最終案説明）
基本計画策定・公表

第7次秋田市農林水産業・農村振興基本計画（案）～概要版～

第1章 計画策定にあたって

■第1 策定の趣旨	■第2 計画の位置づけ
<p>➤就業者の高齢化や担い手不足、生産資材等の高騰や自然災害の激甚化、人口減少による国内需要の減少に加え、CPTPPの発効や米国による関税率の引き上げなど、農林水産業をめぐる情勢は大きく変化しています。</p> <p>➤また、農村においては、少子高齢化や人口減少が急速に進行している一方で、現地に滞在し、自然や文化、人の交流を楽しむことなどにより、農村の価値や魅力が再評価されています。</p> <p>➤こうした環境変化への対応と農林水産業・農村の持続的発展に向けて、本市が目指す姿と取り組む施策を明らかにする必要があり、そのための指針として本計画を策定するものです。</p>	<p>➤第15次秋田市総合計画における分野別の基本計画</p> <p>➤農林水産業や農村の振興のために取り組む各種施策を総合的かつ計画的に推進するための指針</p>

■第3 計画の期間	■第4 計画の推進体制
令和8年度（2026年度） ～令和12年度（2030年度）	<p>➤行政機関や農商工関係団体、研究機関、関連産業が互いに連携・協働</p> <p>➤農林漁業者や農村居住者の主体的な取組を支援する体制づくり</p> <p>➤農林漁業者や農村に対する市民の理解を深めるとともに、市民との協働により将来にわたり持続可能な農林水産業と農村の実現を目指す。</p>

■第5 農林水産業・農村の現状	
<p>農業</p> <ul style="list-style-type: none">新規就農者数や農業法人数が増加傾向にある一方で、高齢化等により離農者も増加しており、地域の中心となる担い手の育成・確保が急務となっている。本市の農業経営は、小規模で稲作への依存度が高いため、米価の変動、国内市場の縮小、主食用米の消費低迷など、社会経済情勢の変化により大きな影響を受けている。新規就農者の育成・確保や農業法人の育成、生産性の向上や園芸作物等との複合化、生産施設および農業基盤の整備をさらに推進し、効率的で収益性の高い生産構造への転換を加速させるとともに環境と調和のとれた生産活動を促進する必要がある。	<p>林業</p> <ul style="list-style-type: none">森林所有者の高齢化や後継者不足等により適切な森林経営が困難になってきており、持続可能な林業経営の確立や林業の成長産業化が重要となっている。地球温暖化の防止などの社会的要請に対応するため、森林整備を通じ、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図っていく必要がある。 <p>水産業</p> <ul style="list-style-type: none">漁業専業者が依然として少なく、環境変動などにより、漁獲状況に変化が生じており、新規就業者の確保・育成に加え、水産資源の維持が課題となっている。内水面漁業では、漁業資源の減少による環境への影響が懸念されており、稚魚放流を継続していく必要がある。
<p>食料</p> <ul style="list-style-type: none">本市の農畜産物全体の販売額は、ここ数年復調傾向にあり、園芸作物や大豆については、順調な推移を見せている。園芸作物や畜産の産地化は順調に進んでおり、生産規模も拡大しつつあるが、米を除いた地域食料自給率は、まだまだ低い状況にある。恵まれた立地条件を活かし、需要に応じた多様なニーズに対応する米づくりに加え、転作作物や高収益作物の生産拡大などに積極的に取り組み、農畜産物の安定的な生産・供給に努める必要がある。6次産業化の取組支援などによりアグリビジネスを活性化するとともに、本市農産品全体の価値や認知度の向上を図り、農林漁業者の所得向上に結びつける必要がある。	<p>農村</p> <ul style="list-style-type: none">地域における農林業の担い手不足や住民の高齢化の急速な進行に伴い、農用地等の保全管理が困難となるとともに、生産活動等の低下に伴う遊休農地の増加が懸念されている。これらの土地は、有害鳥獣の住みかとなり、クマ等による農作物被害の拡大により、被害対応や生産意欲の低下が離農に繋がり、耕作地や森林の管理不足が深刻化している。情報化社会が進展する中、敢えて余暇を利用し農村に滞在し、自然や文化、人々の交流を楽しむことなどにより、農村の持つ価値や魅力が再評価されている。農村地域の維持・活性化を図るため、多面的機能が十分に發揮されるよう、地域における共同活動や営農の継続等を支援するほか、地域資源等を活用した人的交流を促進し、地域コミュニティを活性化させ、多様な人材を呼び込める環境を実現する必要がある。

第7次秋田市農林水産業・農村振興基本計画（案）～概要版～

第2章 計画の基本方針

■第1 基本理念

- 少子高齢化や人口減少の加速化、経済のグローバル化やICT等の技術の急速な発展など、社会経済情勢は大きく変化しています。
- 地球温暖化の進行や世界的な食料需要の増加など、直面する様々な課題に対応するため、国では、農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の改正や、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定いたしました。
- こうした中、農村の活性化を図り、農林水産業の持続的な成長・発展を実現していくためには、農林水産業を取り巻く情勢の変化や直面する課題に正面から向き合い、特色ある農林水産業や農村づくりを進めていく必要があります。
- 本市は、販売、流通の面で恵まれた環境にあるほか、市街地周辺部に広大な農地があるなど、農林水産業に適した条件が整っています。
- この恵まれた環境を活かし、将来にわたり持続可能な農林水産業と農村の実現を目指していくこととし、基本理念を次のように定めます。

将来にわたり持続可能な農林水産業

そして、この基本理念のもとに目指す大局的な方向性として、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 未来につながる持続的な農林水産業の実現

基本目標2 安全・安心な食料供給体制の確立とアグリビジネスの促進

基本目標3 潤いとやすらぎのある豊かな農村の形成

■第2 基本目標

基本目標1 未来につながる持続的な農林水産業の実現

未来につながる持続的な農林水産業の実現を図るため、地域の中心となる多様な経営体の育成・確保に努めるとともに、生産力の強化に向けた基盤整備を促進します。また、農畜水産物の戦略的かつ計画的な産地形成と生産拡大により、収益性の高い生産構造への転換と競争力強化を図ります。

【施策の基本方針】

- 基本方針1 地域農業を支える多様な経営体の育成・確保
- 基本方針2 生産基盤の整備と最先端技術活用による収益性の向上
- 基本方針3 戦略的な産地形成と生産拡大

基本目標2 安全・安心な食料供給体制の確立とアグリビジネスの促進

周年型農業の普及・拡大に向けた生産・供給体制の確立を図るとともに、アグリビジネスの総合的な推進や地域農産品の販売促進などにより、活力ある農林水産業の持続的な発展に努めます。また、食に対する多様な市民ニーズに応えるため、食の安全性と信頼性の確保に努めます。

【施策の基本方針】

- 基本方針1 周年型農業の普及・拡大に向けた生産・供給体制の確立
- 基本方針2 アグリビジネスの促進による農産品等の販路拡大と収益性向上
- 基本方針3 食に対する安全性と信頼性の確保

基本目標3 潤いとやすらぎのある豊かな農村の形成

多面的機能の適切な維持・発揮に向け、農地・農業用施設の保全管理や遊休農地の発生抑制など、農村の環境整備を進めるほか、多様な地域資源を活用した人的交流を促進します。また、持続的な森林づくりや環境に優しい農林水産業を推進し、豊かな農村の形成を図ります。

【施策の基本方針】

- 基本方針1 農村の多面的機能の保全と地域活性化
- 基本方針2 持続的な森林づくりと環境に優しい農林水産業の推進

第7次秋田市農林水産業・農村振興基本計画（案）～概要版～

第3章 基本計画

■ 施策体系図

基本目標1 未来につながる持続的な農林水産業の実現

施策の基本方針	施 策	
1) 地域農業を支える多様な経営体の育成・確保	① 地域の中心となる担い手の育成・確保 ② 次世代を担う新規就農者の育成・確保と円滑な経営継承	③ 地域農業の中核となる農業法人等の育成と法人間の連携強化 ④ 地域農業を支える多様な労働力の確保
2) 生産基盤の整備と最先端技術活用による収益性の向上	① 収益性の高い農業経営を実現するためのほ場整備等の促進 ② 土地改良施設整備の推進 ③ 生産効率向上に向けたスマート農業の普及・拡大	④ 林業の生産基盤整備の促進 ⑤ 先端技術を活用したスマート林業の推進
3) 戰略的な産地形成と生産拡大	① 消費者や市場ニーズに対応した園芸産地の育成 ② 園芸作物の団地化の促進と周年栽培の普及・拡大 ③ 市場価値の高い米づくりの推進 ④ 畜産業の未来を見据えた生産基盤の維持・強化	⑤ 農地集積・集約化による規模拡大の推進 ⑥ 森林資源の活用による林業の振興 ⑦ つくり育てる漁業の推進による水産業の振興

基本目標2 安全・安心な食料供給体制の確立とアグリビジネスの促進

施策の基本方針	施 策	
1) 周年型農業の普及・拡大に向けた生産・供給体制の確立	① 生産・販売拡大の促進とスマート農業の推進 ② 周年型農業に対応できる生産・流通体制の構築	③ 地産地消活動の推進と消費者の視点に立った活動の展開
2) アグリビジネスの促進による農産品等の販路拡大と収益性向上	① アグリビジネスの普及・啓発と人材育成 ② 6次産業化や農商工連携を通じたアグリビジネスの創出	③ 地域特産品等のプロモーションと販売・輸出促進
3) 食に対する安全性と信頼性の確保	① 安全で安心な生産管理・供給体制の強化 ② 環境保全型農業の推進	③ 食育活動の推進による「食」と「農」への理解向上

基本目標3 潤いとやすらぎのある豊かな農村の形成

施策の基本方針	施 策	
1) 農村の多面的機能の保全と地域活性化	① 農地・農業用施設等の維持・保全 ② 暮らしを守る森づくりの基盤整備 ③ 有害鳥獣に対する被害防除の強化	④ 遊休農地発生の抑制と解消 ⑤ 農山村資源を活用した人的交流の促進
2) 持続的な森林づくりと環境に優しい農林水産業の推進	① 生産活動を通じた持続的な森林整備の推進 ② 森林病害虫防除による森林の健全化	③ 脱炭素社会づくりへの取組推進とバイオマス資源の利用促進 ④ 環境や生態系に配慮した活動の推進

第7次秋田市農林水産業・農村振興基本計画（案）～概要版～

■主な重点取組

基本目標1 未来につながる持続的な農林水産業の実現

- ◎就農定着支援チームによる就農相談から就農後までの総合的なサポート体制の強化
- ◎大区画ほ場整備を契機とした法人化を促進するための相談・指導体制の整備
- ◎農地中間管理機構関連ほ場整備事業を活用した農地集積の促進
- ◎自動走行農機や農業用ドローン等の導入支援
- ◎大規模園芸拠点整備による園芸作物の団地化の促進

基本目標2 安全・安心な食料供給体制の確立とアグリビジネスの促進

- ◎園芸用パイプハウス等の導入支援および園芸作物に特化した新規就農研修による園芸作物生産農家の育成
- ◎加工施設の新設・改修などへの助成および商品開発・改良のための試作商品制作などへの助成
- ◎本市農産品の普及活動および情報発信によるPR

基本目標3 潤いとやすらぎのある豊かな農村の形成

- ◎多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用した、地域資源の保全や農業生産活動等への支援
- ◎「秋田市鳥獣被害防止計画」に基づく県、警察、獣友会と連携したクマ等の有害鳥獣の駆除等の実施
- ◎森林経営計画の作成や森林境界の明確化への支援および再造林等による二酸化炭素吸収源の拡大

■成果指標（※ ★は次期総合計画で指標として用いる予定のもの、（新）は新たに指標として設定するもの）

基本目標1

基本方針1	指標	現状 (R6)	目標値 (R12)
	農業法人数（認定農業者）	76法人	81法人
★新規就農者数	109人 (R2～R6)	120人 (R8～R12)	
担い手への農地集積率	56.2%	67.0%	
林業就業者数	385人	400人	

基本方針2	指標	現状 (R6)	目標値 (R12)
	（新）認定農業者のうち園芸作物に取り組む割合	31.0%	40.0%
（新）地場産品の直売活動による販売額	624百万円 (R2～R6)	686百万円	
アグリビジネス事業体の販売額	1,449百万円	1,600百万円	
（新）環境保全型農業の実施面積	1,083a	8,000a	
学校給食への市内産農作物の使用率	6.8%	10.0%	

基本方針3	指標	現状 (R6)	目標値 (R12)
	（新）スマート農業技術導入経営体数	42経営体	60経営体
森林経営計画認定面積（人工林）	8,168ha	8,318ha	
園芸作物販売額	908百万円	1,000百万円	
（新）一等米比率	81.1%	88.7%	
牛肉格付A3以上の出荷率	99.2%	99.5%	
市内木材生産量	115,021m ³	125,021m ³	
漁獲量（海面漁業）	44.0t	50.0t	

基本目標2

基本方針1	指標	現状 (R6)	目標値 (R12)
	（新）認定農業者のうち園芸作物に取り組む割合	31.0%	40.0%
（新）地場産品の直売活動による販売額	624百万円 (R2～R6)	686百万円	
アグリビジネス事業体の販売額	1,449百万円	1,600百万円	
（新）環境保全型農業の実施面積	1,083a	8,000a	
学校給食への市内産農作物の使用率	6.8%	10.0%	

基本目標3

基本方針1	指標	現状 (R6)	目標値 (R12)
	多面的機能共同活動面積	5,388ha	5,388ha
（新）地域計画策定数	23地域	30地域	
（新）有害鳥獣による農作物被害額	891千円	802千円	
農山村地域活性化関連事業参加者数	2,569人	2,711人	

基本方針2	指標	現状 (R6)	目標値 (R12)
	（新）再造林面積	50ha	60ha
（新）J-Credit販売量	1,348t-CO ₂	1,448t-CO ₂	
木質バイオマス原材料供給量	20,898t	35,000t	

第3次秋田市中小企業振興指針（案）について

第3次秋田市中小企業振興指針（以下「第3次指針」という。）について（案）を作成したところであり、概要については以下のとおりである。

1 第3次指針のポイント

（1）構成および施策体系について

現行の第2次指針と同様の3章構成とし、施策の継続性を考慮して中小企業振興基本条例第8条に定める基本方針を全て引き継ぐ。（次ページに記載）

（2）新たに盛り込んだ内容等

前回改定時（令和3年）に追加した新型コロナウイルス感染症に対する取組等を見直すとともに以下について修正、追記した。

ア 次期総合計画、市内事業所を対象にしたアンケートの反映

イ DX、シビックプライド、外国人材等近年重要視されているキーワードの追加

ウ 秋田市貿易振興ビジョンの包含

（3）基本方針と施策のポイント ※下線部は現行プランからの変更点を示す。

基本方針	施策のポイント
経営基盤の強化を図ること	<ul style="list-style-type: none">融資あっせん制度により事業資金を供給するほか、相談支援体制を整備し、経営基盤の強化を図ります。市内企業の円滑な事業承継を支援し、中小企業が持つ技術やサービスの喪失を防ぎます。
新たな市場の開拓等を図ること	<ul style="list-style-type: none">新たな商談機会の創出や積極的なセールスプロモーション等により、国内外での新たな市場開拓等につなげます。洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギー関連産業の活性化により、<u>新たな需要を創出します。</u>
製品又は役務の価値の増加による競争力の強化を図ること	<ul style="list-style-type: none">生産性向上等に向けた設備投資の促進やDXの推進、産学官連携、企業連携などにより、付加価値の高い商品・サービスの開発や技術革新を促進します。
新たな事業の創出の促進を図ること	<ul style="list-style-type: none">創業を促進するとともに、創業機運の醸成や起業家交流、事業拡大に向けたサポートのほか、<u>新しい価値やビジネスの創出にチャレンジするスタートアップを支援します。</u>
地域の特性に応じた事業活動の促進を図ること	<ul style="list-style-type: none">魅力ある商店街づくりに取り組み、<u>地域の消費拡大を図ります。</u>農商工連携や地域資源・特産品を活用した地場産業の振興により、魅力ある商品づくりに取り組みます。インバウンド需要の取り込みに向けた観光振興やスポーツ・芸術文化等の地域特性を生かした事業活動、秋田港の貿易振興により、<u>市内中小企業の収益力向上を図ります。</u>
人材の育成および確保を図ること	<ul style="list-style-type: none">若者の地元定着やAターン就職等を促進します。外国人材等の活用により多様な人材の活躍を支援します。
小規模企業者に必要な支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none">円滑な資金供給や経営相談、事業承継、空き店舗等出店促進、起業促進などにより、経営基盤強化を支援します。商工団体と連携し、小規模企業者自身が課題解決に向けて自発的に取り組めるよう自走化を支援します。

（4）指針の期間

令和8年度から令和12年度まで（次期総合計画と合わせる）。

2 策定までのスケジュール

- 令和7年12月 11月議会教育産業委員会（案説明）
パブリックコメント実施
- 令和8年 2月 第3回秋田市中小企業振興推進会議（最終案説明）
3月 2月議会教育産業委員会（最終案説明）
指針策定・公表

3 構成および体系表

（1）第3次指針の構成

- 第1章 指針策定の趣旨…秋田市中小企業振興基本条例および指針の概要、期間
第2章 指針のポイント…市内中小企業の現状と課題、基本方針と施策のポイント
第3章 施策の方向性…基本方針ごとの取組を記載

（2）第3次指針体系表 ※下線部は現行プランからの変更点を示す。

基本方針	取組
1 経営基盤の強化を図ること	1 融資あっせん制度等による資金供給 2 経営基盤の強化に向けた相談・支援体制の整備 3 事業承継の支援
2 新たな市場の開拓等を図ること	1 国内外における商談会への参加促進 2 新市場および販路の開拓や企業取引の拡大
3 製品又は役務の価値の増加による競争力の強化を図ること	1 設備投資の促進 2 企業連携および产学研官連携の推進
4 新たな事業の創出の促進を図ること	1 創業の促進 2 創業機運の醸成や起業家交流の促進 3 第二創業や新分野進出など事業拡大の促進
5 地域の特性に応じた事業活動の促進を図ること	1 商店街の振興 2 農商工連携、アグリビジネスの推進 3 地域資源を活用した商品開発や技術継承の促進 4 観光とインバウンドによる交流促進 5 スポーツ・文化資源の活用による交流促進 6 秋田港を活用した貿易振興
6 人材の育成および確保を図ること	1 新規学卒者やAターン希望者の市内就職促進 2 安定した雇用の拡大と地元定着の促進 3 リスキリングやリカレント教育の推進 4 多様な人材の活躍促進
7 小規模企業者に必要な支援を行うこと	1 自走化に必要な支援

秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金の廃止について

秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金（以下「コロナ基金」という。）は、国の臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者支援を目的として令和2年度に設置、新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援事業（以下「コロナ支援事業」という。）の財源として活用しているが、国の規定に基づき、同基金を令和8年4月1日で廃止とする。

1 基金の概況

(1) 設置の経緯

- ・令和2年度、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、県が融資当初3年間を無利子とした「経営安定資金（危機対策枠および危機対策特別枠）」（通称「ゼロゼロ融資」）創設。
- ・コロナ基金は、市が残り7年間の利子を全額負担するために必要となる財源の一部について、地方創生臨時交付金を充てることにより設置、令和2年度に15億円を積み立てた。

(2) 廃止の理由

令和3年2月2日付け内閣府地方創生推進室事務連絡において、利子補給事業の財源とする基金は令和7年度末までに廃止することとされている。

なお、コロナ支援事業は令和13年度まで実施し、令和8年度以降は全額一般財源で対応する。

(3) 取崩状況

- ・積立額 1,500,000千円
- ・取崩見込額 1,497,464千円

（単位：千円）

年度	積立額	取崩額	備考
令和2年度	1,500,000	-	・県利息補助開始
令和3年度	-	-	
令和4年度	-	-	
令和5年度	-	353,395	・市利息補助開始、令和5年度実績
令和6年度	-	624,801	・令和6年度実績
令和7年度	-	519,268	・令和7年度見込額
計	1,500,000	1,497,464	・余剰額は令和8年度に国庫返納

2 スケジュール

- 令和8年2月 2月定例会へコロナ基金廃止条例案および余剰金取崩分の補正予算案を提案
- 3月 コロナ基金廃止条例を議決等
- 3月31日 基金残高全額取崩
- 4月1日 基金廃止
- 6月以降 余剰金を国に返納

卸売市場再整備手法の検討状況について

1 再整備手法の新たな提案

再整備手法の見直し案として、3つの案を示し、案2（青果棟改修、水産棟建て替え）が効率的であることを提案してきたが、主に以下の理由により市場内事業者の合意を得ることができなかった。

- ・農林水産省基準の売場面積では営業ができない。
- ・現市場使用料の2倍を超える使用料は容認できない。
- ・青果棟および水産棟は同じ手法で整備するべきである。

市場内事業者の意見を踏まえ、委託業者（日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社）と検討を行い、新たな案（案4）を作成した。

案4 全面的に改修した青果棟の1階を青果部、水産物部および関連店舗の売場、2階を各社および管理諸室の事務所とし、青果売場の不足分を既存青果棟南側に増築する **資料1、資料2**

2 概算事業費と市場使用料の見通し

(1) 概算事業費の算出（令和7年8月時点の実勢価格による）

案4	単位：円	案2（参考）	単位：円
項目	金額	項目	金額
改修工事費	5,061,239,000	改修工事費	4,197,215,000
青果・水産棟	4,036,754,000	青果棟	3,172,730,000
(青果部分)	(1,534,847,000)	(青果部分)	(2,746,684,000)
(水産物部分)	(1,879,416,000)	(関連店舗分)	(426,046,000)
(関連店舗分)	(366,138,000)		—
(管理諸室分)	(256,353,000)		—
花き棟(※)	815,430,000	花き棟(※)	815,430,000
青果物流棟(※)	114,345,000	青果物流棟(※)	114,345,000
水産物流棟(※)	94,710,000	水産物流棟(※)	94,710,000
増築工事費	1,416,486,000	新築工事費	3,633,960,000
増築青果売場棟	1,416,486,000	新水産棟	3,633,960,000
	—	(水産物部分)	(3,354,269,000)
	—	(管理諸室分)	(279,691,000)
外構・インフラ	1,704,581,000	外構・インフラ	1,704,581,000
解体工事費	1,568,076,000	解体工事費	1,568,076,000
設計・監理費等	193,034,000	設計・監理費等	240,957,000
関連経費	178,300,000	関連経費	178,300,000
概算事業費 計	10,121,716,000	概算事業費 計	11,523,089,000

※花き棟、物流棟については改修を想定した事業費を計上

(2) 市場使用料の算出

ア 市場使用料

基本計画と同様の算出方法により、外構・インフラの整備費を含めた全体概算事業費をもとに算出した市場使用料（年額）は下表のとおりとなる。

部門	案 4		R4年度実績 使用料(千円)
	使用料(千円)	増減率(倍)	
青果部	106,453	1.66	64,025
水産物部	66,131	1.34	49,212
花き部(※)	30,198	1.59	19,008
関連店舗	12,894	1.07	12,055
物流事業者(※)	7,743	1.02	7,597
全体	223,418	1.47	151,897

※花き部、物流事業者については、改修を想定した事業費をもとに算出

イ 基本計画から変更した主な算出条件

- ・余剰地収入 27,247,500円／年 (45,000m²、貸付単価605.5円／m²)
【基本計画時点 24,886,050円／年】
- ・補助金(国) 658,493千円 (増築工事費および改修工事費等の10%と想定)
【基本計画時点 822,998千円】
- ・市債元利償還金金利 2.7%
【基本計画時点 1.5%】

案4については、市場内事業者との協議を踏まえ、それぞれの要望を反映した案であり、事業費の縮減と市場内事業者の使用料負担を考慮すると、市としてはこれが最善の案と捉えており、今後は案4をもとに平面計画の調整や機能向上のあり方等、具体的な検討に進みたいと考えている。

3 今後の検討スケジュール

- 令和8年1月 第6回部門別ワーキング部会（青果部・水産物部合同開催）
第4回部門別ワーキング部会（花き部・物流事業者）
- 2月 第2回市場内検討会議
- 3月 市議会2月定例会教育産業委員会（再整備手法決定）
市場運営協議会
- 6月 卸売市場再整備基本計画改定版策定（予定）

案	案 4 既存青果棟改修（青果部・水産物部共用）、青果棟増築等
配置 イメージ図	
青果棟	改修+増築（平屋）
水産棟	改修する既存青果棟へ移転
花き棟	改修（協議中）
物流棟	改修（協議中）
管理棟	解体
概算事業費 (耐震改修費含む)	約101億円
市場使用料	青果部：1.66倍 水産物部：1.34倍
余剰地	○（北側）
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○青果棟、水産棟は同じ手法での再整備となる（一部を除く） ○売場規模は青果部、水産物部ともに基本計画の面積をベースとする ○案2のデメリットである青果部の移転回数は各社1回ずつとなる ○青果部の売場面積が不足する場合には、増築青果壳場棟の面積を増やすことも可能である（ただし、市場使用料が上昇する）

案4 配置計画図 S=1/1,500

